

令和5年度宇部工業高等専門学校^の課外活動に係る活動方針

1. 活動時間及び休養日

- (1) 学期中は、週当たり2日以上^の休養日を設ける。(平日は少なくとも1日、週休日は少なくとも1日以上を休養日とする。週休日に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に取り替える。)
- (2) 1日の活動時間は、平日2時間程度、学校の休業日(学期中の週休日を含む。)は3時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行う。
- (3) 平日の課外活動は、17時までとすることが望ましいが、クラブ指導教員及び課外活動指導員(以下「指導員」という。)の労働パターンによる勤務時間に合わせて、18時15分に下校できる時間まで可能とする。ただし、活動時間延長届の提出により、20時に下校できる時間まで延長できる。
- (4) 週休日の課外活動は、8時30分から18時までとする。
- (5) 長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。また、学生が十分な休養を取ることができるとともに、課外活動以外にも多様な活動をできるように、1週間以上の休養期間(オフシーズン)を設ける。
- (6) 学外施設利用の場合は、現地集合・解散可とし、活動時間は第2～4項と同様とする。
- (7) 原則として、定期試験の1週間前から全ての試験終了までは課外活動は行わない。ただし、大会参加等、事前に学生主事に許可を得た場合は、必要最小限の活動のみ可能とする。

2. 課外活動の安全管理

- (1) 課外活動が行なわれているときの安全管理は指導員が担当し、安全管理責任者は学生主事及び学生主事補が交代で担当する。
- (2) 課外活動中は、指導員のうち1名以上が活動場所にとどまること。また、平日は、学生主事または学生主事補が学内に待機し、週休日は学生主事または学生主事補が電話等により対応する。
- (3) 指導員は、事故が発生した場合は、応急手当、救急車の要請、医療機関への搬送、保護者への連絡等を行うとともに速やかにクラブ指導教員等へ報告すること。
- (4) 18時を越えて活動を行う場合、クラブ指導教員は、実施前月の20日までに1ヶ月単位の練習計画書(日時、場所、指導員を記入)を学生係へ提出すること。

3. 引率について

大会等の引率者は指導員とし、1週間のうち1日以上^の休日^が必ず確保できるように、各クラブ指導教員が相談のうえ引率者を割り振ること。